

## いじめ防止対策基本計画策定の目的

いじめ問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であり、いじめ問題への対応は、学校における最重要課題の1つである。清里町立清里中学校いじめ防止対策基本計画は、人権尊重の理念に基づき、全ての生徒が充実した学校生活を送ることができるよう、「いじめ問題」を根絶することを目的とし、いじめ防止対策推進法等に基づき、関係機関が相互に連携し、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために定めるものである。

## いじめの定義

この基本計画において「いじめ」とは、在籍する当該生徒に対して、当該生徒と一定の関係にある他の生徒が行う心理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が、心身に苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第1章2条より）

## いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた生徒の心に深い傷を残すものである。いじめは絶対に許されない行為であり、全ての生徒は、いじめを行ってはならない。

## いじめ問題への基本的な考え方

いじめは、どの学校でもどの学級でも起こり得るという認識の下、常に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合は速やかに解決する必要がある。とりわけ、生徒の尊い命が失われることは決してあってはならず、被害拡大防止のため、早期発見・早期対策を基本として取り組みを講じることが必要である。

いじめを生まない・許さない学校づくりを行う。

教員の指導力の向上と組織的対応に取り組む。

生徒をいじめから守り、いじめ解決に向けた行動を促す。

保護者・地域・関係機関と連携して取り組む。

## 未然防止

生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で主体的に参加・活躍できる学校づくりを行う。体系的・計画的にPDCAサイクルを実施することにより、取り組みの改善を図る。

## 早期発見・早期対応

些細な兆候であっても、疑いを持って早い段階から複数の教員で的確に関わり、いじめを積極的に認知する。日頃から生徒の示す小さな変化を見逃さないようアンテナを高く保ち、教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を

## 重大事態への対応

いじめにより、生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。

いじめにより、生徒が相当の期間を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める時。



## 清里町立清里中学校いじめ対策委員会

- 構成員：校長・教頭・生徒指導主事・養護教諭・スクールカウンセラー  
必要に応じて、外部の専門家・保護者・生徒代表・地域住民等
- 年間計画・いじめ防止の取り組み等の立案・実行・検証・修正（PDCAサイクル）
- いじめ相談・通報の窓口      ○保護者との連携
- いじめの疑いに係る情報に対する情報収集・記録・共有
- いじめを認知した際の迅速な情報共有、事実関係の聴取・指導、支援体制・対応方針の決定

- ・生徒の安全確保
- ・関係機関、専門家との相談、連携
- ・警察との連携
- ・町教委等が実施する調査への協力